

平成26年度

予算・税制等に関する要望書

平成25年11月

一般社団法人 情報サービス産業協会

平成 26 年度 税制改正に関する 情報サービス産業界の要望

我が国経済を再興すべく、経済を低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、産業競争力を強化することが重要です。我が国の産業がグローバルな競争で打ち勝っていくためには、IT を徹底して利活用することが不可欠であり、そのカギを握るのがソフトウェアです。

「民間活性化等のための税制改正大綱」で創設された生産性向上設備投資促進税制は、適用対象にソフトウェアが含まれたことにより、最新の機械設備とソフトウェアを組み合わせた高度な情報連携を実現する投資が可能となり、税制面から設備更新を後押しされるものとして期待されます。

しかし、東日本大震災を契機とした省電力化の推進、クラウドコンピューティング環境における企業の垣根を越えた情報連携基盤の整備、持続可能な年金制度の充実、世界最先端の IT 国家を創造する人材の育成等、官民が一体となって取り組むべき課題はなお山積みの状況にあります。

つきましては、以下の諸点について要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

予算

1．クラウド・ファーストによる政策推進

近年、医療、農業、自治体等の分野においても、企業と同様に、ITの積極的な利活用が叫ばれ、様々な取組が図られています。こうした農業や政府が関与する公共性の高い分野においては、低コストで合理的な仕組み作りが求められますが、市場に任せておくと、個別に予算を投じてITの調達がなされがちです。この結果、内容に大差のない、個別に最適化された情報システムが多数生まれることになり、その分だけ国民負担が増えることになってしまいます。

現在の我が国の公共性の高い分野において求められているのは全体最適の発想に立った情報システムです。

本年6月に閣議決定された「世界最先端のIT国家創造宣言」では、クラウドコンピューティング(以下、クラウド)の徹底活用により、大規模な効率化と縦割りを打破したシームレスな連携を図り、政府の情報システム的大幅な削減が目標として掲げられています。

つきましては、医療、農業、自治体等の分野においても、政府の情報システムと同様の考え方により、ITを活用するテーマについては、共同利用型のクラウドを念頭においた予算措置を講じることを要望いたします。

2．共用型クラウド基盤ソフトウェア導入

インターネットの普及、サーバーの低価格化、携帯情報端末の普及等により、クラウド市場が拡大し、産業界ではこれにより急増したデータ、いわゆるビッグデータの活用が課題となっています。現在、企業が利用するクラウドの多くが自社の情報システム資源を専用の環境でクラウド化する、いわゆるプライベートクラウドが主流です。

しかし、必要な時に必要なだけ低価格で情報システム資源を利用するクラウドの本来のメリットを最大限に活用するためには、情報の基盤を整備し、システムの提供側も利用側も複数の企業が共同で利用する形態がプライベートクラウドよりも望ましいといえます。

また、東日本大震災以降、限られたエネルギーの有効活用や震災対策がデータセンターにもとめられています。

つきましては、省エネルギー・耐災害型のデータセンターで運用される共同利用型のクラウド基盤ソフトウェアの導入の実証検証について予算措置を講じていただきたく、要望いたします。

3．ITで新しいビジネスモデルを創造する人材の育成

インターネットが経済社会に溶け込み、情報端末に代表される各種のITは快適な日常生活をおくる便利なツールとして不可欠なものとなっています。こうした環境変化において企業が求める人材は、経営幹部、従業員共に企業規模を問わず、従来とは異なっていると考えられます。

ビジネス戦略とIT戦略の両方に長けた「新しい幹部」人材
企業の競争軸である「お客様の価値」をITによって実現する人材
が必要です。

ITを活用したビジネスを設計できるビジネスアナリストの育成
農業、医療、自治体等の事業を最新のITで競争力のある構造に変
革する人材が必要です。

今後求められる上述の2つの人材について政策的な措置を講じて
いただきたく要望いたします。

4．高齢者のITリテラシーの向上

現在、社会保障・税に関する番号制度の施行に向けた準備が進め
られています。高齢化の進む我が国において本制度が十分に活用さ
れるためには、高齢者がITに親しみ、その利活用能力を高めていた
だくことが必要です。

日本再興戦略で示された、すべての人材が能力を高め、その能力
を存分に発揮できる「全員参加の社会」の実現には、高齢者の参加
も不可欠です。

生涯現役社会を目指すための政策には、高齢者のITリテラシーの
向上に関する予算措置を盛り込んでいただきたく、要望いたします。

税制改正

1．確定拠出年金制度の拡充

我が国の企業型確定拠出年金の加入者は約 463 万人に達し*、企業年金の中核をなす制度としての期待が高まってきています。情報サービス産業界においても、従業員の老後の所得確保に繋がる手段となること等から導入は進んだものの、制度の使い勝手の悪さを指摘する声が多いのが現状です。

また、来年 3 月末で凍結期限を迎える特別法人税は、「掛金の拠出・運用時非課税、給付時課税」という年金課税の基本原則に反しています。

つきましては、次の諸点に係る税制措置を要望いたします。

年金積立金に係る特別法人税を廃止すること。

拠出限度額内でのマッチング拠出の完全自由化を図ること。

現行の掛金の拠出限度額を引き上げること。

中途脱退時の少額資産の引出し額を引き上げること。

死亡・高度障害以外の事由による資産の引出しを認めること。

* 厚生労働省発表：企業型年金加入者数約 4,629 千人（平成 25 年 7 月末現在 - 速報値）

2．交際費課税の特例の延長

中小企業が取引先等との交際に支出する費用は、円滑な取引関係の形成、維持に不可欠なものであり、我が国経済の活性化に寄与しているといえます。

つきましては、この交際費課税の特例のを拡充すると共に延長することを要望いたします。

3．印紙税制度の抜本的見直し

印紙税は作成文書に担税力を求める文書課税ですが、ペーパーレ

ス化が進む中で、合理性を欠く税制であるといえます。情報サービス企業がユーザーとの間でシステム開発を進める場合には、契約書以外にも仕様書など開発内容について確認するためのやりとりが電子メールの添付ファイルと紙文書とを問わず頻繁に行われますが、紙文書の場合には、しばしば印紙税法上の課税対象とみなされ、実務上の混乱を招いてきました。また、昨今は、電子商取引が日常的に行われるようになりましたが、電子商取引における契約では課税されず、書面契約にのみ課税される実態は税の公平性を損ねるものといえます。

つきましては、印紙税の廃止を視野に入れた抜本的な見直しを図っていただきますよう要望いたします。

平成25年11月5日

一般社団法人情報サービス産業協会
会長 浜口 友一